

証券コード 6040
2022年10月3日

株 主 各 位

長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地 1
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴木 周 平

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、会場内において、消毒、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保など感染症対策に努めます。株主の皆様におかれましては、ご健康状態に少しでも異変がありましたら、ご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申しあげます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応については、次頁をご参照ください。

書面またはインターネットで議決権を行使される場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の方法により2022年10月21日（金曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年10月22日（土曜日）午前10時
(開始時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
受付開始時刻 午前9時30分
 2. 場 所 長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 |

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.nippon-ski.jp/>) に掲載しております。①事業報告の「新株予約権等の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」ならびに②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」および③計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」

本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際し監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたします。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

2022年10月22日開催の第17回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

①株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご健康状態に少しでも異変がありましたら、ご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。

また、株主総会当日は以下に記載する感染予防措置を予定しておりますので予めご了承ください。

- ・受付でのアルコール消毒、マスクの着用および検温へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・検温の結果、発熱（37.5度以上）、咳等の症状のある株主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場では株主様同士の間隔を広く取る観点から、十分な席数が確保できず、入場制限を行う場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮のため、報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めてまいります。

②本総会における当社の対応について

役員および運営スタッフは、健康状態を確認したうえで当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。

③株主様向け説明会についてのご案内

例年株主総会后に開催しております**事業説明会につきましては、感染症拡大防止の観点から中止**とさせていただきます。

2022年11月5日（土曜日）午後1時より個人株主様説明会をWEBにて開催いたしますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の情勢や行政の要望等により、本総会の運営方法を変更する可能性があります。最新の情報は、当社ホームページ (<https://www.nippon-ski.jp/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年10月22日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年10月21日（金曜日）
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年10月21日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元については、重要な経営課題の一つであると認識しており、将来の事業展開と財務体質の強化等を考慮しながら、安定した配当を継続実施していく方針であります。

第17期の期末配当につきましては、このような方針に基づき、次のとおりとさせていただきます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円00銭
配当総額 106,148,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年10月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名を減員し、6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 1 |  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60px; text-align: center;">再 任</div> <p style="text-align: center;">鈴木 周 平 (1976年11月10日)</p> | <p>2006年7月 日本駐車場開発(株)入社 2007年10月 同社取締役 2010年10月 当社取締役 2011年3月 川場リゾート(株)代表取締役社長 2012年8月 当社代表取締役社長（現任） 2012年10月 川場リゾート(株)取締役会長 2012年11月 白馬観光開発(株)取締役 2013年10月 日本駐車場開発(株)常務取締役 2014年10月 めいほう高原開発(株)取締役 2015年11月 (株)ハーレスキーリゾート取締役 2017年10月 白馬観光開発(株)取締役、(株)岩岳リゾート取締役、 樽池ゴンドラリフト(株)取締役 2019年10月 めいほう高原開発(株)取締役会長 2020年10月 めいほう高原開発(株)取締役 2021年6月 (株)北志賀竜王取締役（現任） 2021年10月 (株)ハーレスキーリゾート取締役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営を指揮し、企業経営・事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要な不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 231,394株 |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 2 |  <div data-bbox="302 604 411 657" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <p data-bbox="235 695 465 768">いわもと りゅうじろう 岩本 竜二郎 (1968年4月3日)</p> | <p>1996年10月 日本駐車場開発(株)入社 2004年10月 同社取締役 2007年10月 同社常務取締役 2010年8月 同社東海本部長 2011年6月 同社営業統括本部長 2013年8月 同社東日本本部長 2016年12月 日本駐車場開発札幌(株)取締役 2018年10月 日本駐車場開発(株)広島支社長 2020年6月 同社名古屋支社長 2021年8月 当社グループ事業統括室長、白馬観光開発(株)営業統括室長 2021年10月 当社取締役(現任)、白馬観光開発(株)取締役(現任)、(株)岩岳リゾート取締役(現任)、梅池ゴンドラリフト(株)取締役(現任) 2022年5月 (株)鹿島槍取締役(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本駐車場開発(株)入社以来、同社グループの経営において、とりわけ国内駐車場事業の推進を積極的に指揮し、日本有数の駐車場運営会社に成長させるなど、当社の事業を更に発展させるために必要な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要な不可欠な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | 0株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 3 |  <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">あつ み けん すけ 渥 美 謙 介 (1984年12月13日)</p> | <p>2007年4月 日本駐車場開発(株)入社 2011年12月 日本自動車サービス(株) (現 日本自動車サービス開発(株)) 代表取締役社長 2014年8月 (株)ディー・シー・ケー・ワークショップ取締役 (現任) 2016年10月 日本駐車場開発(株)取締役 2018年6月 (株)ロクヨン取締役 2018年10月 日本駐車場開発(株)常務取締役、日本自動車サービス開発(株)取締役 (現任) 2018年11月 日本駐車場開発(株)常務取締役管理本部長 (現任)、NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND) CO.,LTD. Director (現任)、NPD Healthcare Service(Thailand) Co., Ltd. Director (現任) 2020年1月 PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Komisararis (現任) 2020年8月 藤和那須リゾート(株) 監査役 2020年10月 NPD Korea Co., Ltd. 監事 (現任)、当社取締役 (現任) 2022年5月 スマートグリーンエネルギー(株)代表取締役社長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本駐車場開発(株)において会社経営ならびに最高財務責任者として、豊富な実務経験を生かした当社経営戦略等への提言等をいただくことで取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。</p> | 0株 |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 4 |  <p>再任 社外 独立</p> <p>伊藤裕司 (1963年10月1日)</p> | <p>1987年4月 大和証券(株)入社 1991年12月 INSEAD MBA取得 1992年9月 大和ヨーロッパ出向 1999年12月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券(株)) 入社 2007年12月 同社マネージング・ディレクター 2014年7月 (株)WINGs取締役 (現任) 2014年7月 (株)AILE取締役 (現任) 2019年10月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(選任理由および期待される役割の概要) 伊藤裕司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に経営戦略、金融・ファイナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただく予定です。</p> | 0株 |

| 候補者 番号 | ふ 氏 り が な 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 5 |  <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="303 651 409 697">再 任</div> <div data-bbox="303 722 409 768">社 外</div> <div data-bbox="303 793 409 839">独 立</div> </div> <p data-bbox="264 873 450 945"> <small>たか やなぎ ひろ き</small> 高 柳 寛 樹 (1976年6月21日) </p> | <p>1997年9月 (株)ウェブハット・コミュニケーションズ代表取締役社長</p> <p>2001年3月 立教大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程修了 修士(社会学)</p> <p>2001年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科・同大学社会学部メディア社会学科他 兼任講師</p> <p>2006年6月 アロワナパートナーズ(株)代表取締役CEO(現任)</p> <p>2007年5月 (株)高寿商事 取締役フェウンダー(現任)</p> <p>2016年4月 立教池袋中学高等学校/特別兼任講師(現任)</p> <p>2016年6月 ガーディアン・アドバイザーズ(株)パートナー兼 IT前提経営アーキテクト(現任)</p> <p>2019年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 准教授(特別任用)社会学部メディア社会学科(兼担)(現任)</p> <p>2021年10月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(選任理由および期待される役割の概要)</p> <p>高柳寛樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はソフトウェア・インターネット領域のエンジニアリング会社等を創業し、企業の経営経験、とりわけIT・デジタルテクノロジーの分野において豊富な知見を有するだけでなく、現在白馬村に在住し、スキーヤーとしてスノーリゾートの発展のため、多方面で非営利活動をされていることから、特に当社リゾートの発展に必要なデジタルトランスフォーメーション(DX)の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただく予定であります。</p> | 0株 |

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 6 |  <div style="text-align: center;"> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p> </div> <p>くさもとともこ 草本朋子 (1969年10月10日)</p> | <p>1993年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株) 入社</p> <p>1998年6月 UC Berkeley MBA取得</p> <p>1998年7月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株) 入社</p> <p>2017年4月 (一財) 白馬インターナショナルスクール設立 準備財団 代表理事 (現任)</p> <p>2021年10月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(選任理由および期待される役割の概要)</p> <p>草本朋子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、金融業界においてグローバルな投資業務に従事しながら、経営学博士号 (MBA) を取得するなど、金融・ファイナンスおよび海外事業について豊富な知見を有するだけでなく、現在は、白馬村に在住され、中高一貫の全寮制インターナショナルスクールの開校を目指し、地域社会における教育の発展を企図した活動をされていることなどから、多様な視点で取締役の職務執行に関する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で引き続き関与いただく予定であります。</p> | 0株 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤裕司氏、高柳寛樹氏および草本朋子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩本竜二郎氏および渥美謙介氏は、過去10年以内において、当社親会社である日本駐車場開発株の業務執行者であった、または業務執行者であります。
- なお、両氏の同社における過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
4. 当社は渥美謙介氏、伊藤裕司氏、高柳寛樹氏および草本朋子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 伊藤裕司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。また、高柳寛樹氏および草本朋子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
6. 当社は取締役候補者の伊藤裕司氏、高柳寛樹氏および草本朋子氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち、橋本俊光氏、鷗月健彦氏および荒木隆志氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 1 |  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 60px; text-align: center;">新任</div> <p style="text-align: center;">ちくだまさゆき 竹田正幸 (1960年12月15日)</p> | <p>1983年4月 白馬観光開発(株)入社 2005年6月 同社財務グループ統括部長 2008年6月 梅池 Gondラリフト(株)取締役 2009年6月 (株)岩岳リゾート取締役 2013年10月 白馬観光開発(株)取締役管理本部長 2014年10月 (株)岩岳リゾート監査役 2015年10月 白馬観光開発(株)常務取締役管理本部長、梅池 Gondラリフト(株)監査役 2015年11月 当社管理本部管理部長 2017年10月 (株)岩岳リゾート取締役 2018年10月 (株)北志賀竜王監査役、(株)ハーレスキーリゾート監査役 2020年10月 梅池 Gondラリフト(株)取締役 2021年10月 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>(監査役候補者とした理由) 当社グループ会社の白馬観光開発(株)に入社以来、とりわけ財務部門の責任者として、また子会社の経営層として活躍してきたことから、当社グループの経営に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。</p> | 2,074株 |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|----------------|
| 2 |  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">独立</div> <p style="text-align: center;">せとたかし 瀬戸卓 (1969年4月4日)</p> | <p>1992年3月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1995年4月 公認会計士登録</p> <p>2005年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー就任</p> <p>2015年7月 同法人仙台事務所所長</p> <p>2016年4月 仙台市包括外部監査人</p> <p>2019年7月 有限責任監査法人トーマツ 第一事業部第一部部長</p> <p>2022年10月 瀬戸卓公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>（社外監査役候補者とした理由）</p> <p>瀬戸卓氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> | 0株 |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各監査役の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
3. 瀬戸卓氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は瀬戸卓氏の選任が承認された場合は、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 竹田正幸氏は、2022年10月17日付で、梅池ゴンドラリフト(株)の取締役および代表取締役を退任する予定であります。

【参考】スキルマトリックス

| | 主な専門性とバックグラウンド（取締役および監査役に期待する知見・経験） | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------------------|------------------------|------------------------|------------|-----------|---------------------------|--------------------------|-----------|-------------------|----------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| | 企業 経営 | 営業・ マーケ ティン グ | レジャ ー・ア ウトド ア | 開発・ 不動産 | 財務・ 会計 | M&A・ 金融・フ ァイナ ンス | 法務・リ スクマ ネジメ ント | 人事・ 労務 | グロー バル・ 国際性 | 地方創 生 | IT・デ ジタル テクノ ロジー | ESG・ サステ イナビ リティ | 教育・ 研究 |
| 鈴木 周平 | ● | | ● | | ● | ● | | | | ● | | | |
| 岩本 竜二郎 | ● | ● | | ● | | | | | | | | | |
| 渥美 謙介 | ● | | | | ● | ● | | ● | ● | | | | |
| 伊藤 裕司 | ● | | | | | ● | | | ● | | | ● | |
| 高柳 寛樹 | ● | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 草本 朋子 | | | | | | ● | | | ● | ● | | ● | ● |
| 高橋 正樹 | | | | | | | ● | ● | | | | | |
| 竹田 正幸 | ● | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 瀬戸 卓 | | | | | ● | ● | | | | | | | |

第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役（非業務執行取締役を除く）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権1個当たりの公正価値に取締役割り当てる新株予約権の予定上限数（200個）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

2. 新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員とします。現在当社の非業務執行取締役5名を除く取締役の員数は2名であり、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、非業務執行取締役4名を除く取締役の員数は2名となります。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式80,000株（うち、当社取締役（非業務執行取締役を除く）については20,000株）を上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるものとしま

す。

(3) 発行する新株予約権の総数

800個（うち、当社取締役（非業務執行取締役を除く）については200個）を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。

(4) 新株予約権の払込金額

本総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数に乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）又は新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から2029年10月31日までとします。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ② 権利を与えられた者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
- ③ 権利を与えられた者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 権利を与えられた者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- ③ 当社は、取締役会が別途定める日が到来した時に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の1株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権1個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定します。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定します。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

上記（9）に準じて決定します。

以上

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における当社グループの業績の状況は、以下のとおりでした。

(ウィンターシーズン)

当ウィンターシーズン(2021年12月から2022年5月上旬)は、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場が4シーズンぶりに11月からのオープンとなるなど、当社グループ各スキー場ともに十分な自然降雪に恵まれました。また、新型コロナウイルスの影響は1月中旬よりオミクロン株が蔓延したことにより、同期間は学校団体やバスツアー等の来場者数に減少が見受けられましたが、2月後半からは観光需要が徐々に回復し、3月の国内来場者数はコロナ前の2019年3月を超える水準になるなど、回復傾向は鮮明となりました。

これらに加え、国内のスキー人口創出を目的とした中期的な取り組みとして、家族でスキー場へ遊びに行きやすい環境づくりを行うため、小学生及び未就学児のお子様を対象としたシーズン券が無料となる「NSDキッズプログラム」の募集を行いました。当プログラムは約1万名の会員を獲得するとともに、今シーズン当プログラムを開催したグループ6か所のスキー場の子供の来場者数は82千人(前期比165.0%)となり、また、同伴される親御様等の来場が全体の来場者数を押し上げました。

また、人気ゲーム「ポケットモンスター」とコラボレーションし、同キャラクターが描かれたオリジナル「ポケモン」シーズン券やICチケットの導入、また、「冬のテーマパーク化」を進める鹿島槍スキー場では巨大チュービング専用エリア、ソリ遊びやふわふわ滑り台等が楽しめるプレイランドエリア等の「ポケモンスノーアドベンチャー」を展開し、重点課題としておりますノンスキーヤーに対する施策を行いました。これらの取り組みにより、グループ全体の利用者は前年と比べ大幅に増加し、1,303千人(前期比136.4%)となりました。

(グリーンシーズン)

当グリーンシーズン(2021年8月から同年11月上旬、2022年4月下旬から同年7月)は、新型コロナウイルス第5波が8月にかけてピークに達したことや、繁忙期となるお盆期間は連続して雨天となったことから8月の来場者数は前年を下回りました。しかしながら、9月中旬以降は新型コロナウイルス新規感染者数が減少傾向となり、マイカー利用等の一般顧客だけで

なく、バスツアー等団体旅行も徐々に再開され、10月から11月にかけてのグループ全施設の来場者数はGo Toトラベルの効果があった前期を上回り、観光需要の回復傾向が鮮明となりました。

また、4月下旬にはグリーンシーズンの新施設としてHAKUBA VALLEY白馬岩岳マウンテンリゾートに白馬山麓や北アルプスを一望し五感で大自然を感じることでできる新展望エリア「白馬ヒトキノモリ」をグランドオープンし、川場リゾートでは道の駅川場田園プラザ脇に空と風のネットアスレチック「HANETTA（ハネッタ）」をオープンするなど、当期もグリーンシーズンの新たな施設をオープンさせるとともに、イベント等各種取り組みを継続的に実施しました。

グリーンシーズンが本格化する7月は戻り梅雨による雨天の影響を受けましたが、新型コロナウイルスが蔓延してから初めての行動制限のない夏を迎えることもでき、グリーンシーズンの来場者数は過去最高の451千人となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は5,569,459千円(前期比22.5%増)となり、営業利益は254,066千円(前期は営業損失428,508千円)、経常利益は345,277千円(前期は経常損失267,139千円)、また、親会社株主に帰属する当期純利益は32,046千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失480,249千円)となりました。

(今後の取り組み)

これまで当社グループはウィンターシーズンの取り組みとして、暖冬小雪の中でも営業期間を確保するための降雪機投資、差別化戦略として、利便性向上のための自動ゲートシステムの導入やサイドカントリーコース等非圧雪エリアの展開、また、日本のパウダースノーを求めるインバウンドに対する取り組み等を継続してまいりました。

2021-2022ウィンターシーズンも、海外からの入国制限によりインバウンドが見込まれず、また、少子高齢化によりマーケット規模が縮小する状況にあるため、当連結会計年度より国内の来場者数増加に向けて、キッズや新たなチャネルであるノンスキーヤー向けの取り組みを重点的に行い、スノーリゾートに来場されるお客様数の長期的な拡大を図る取り組みを行ってまいりました。具体的には、「NSDキッズプログラム」によるキッズ会員の獲得や、鹿島槍スキー場での「冬のテーマパーク化」によるノンスキーヤーの来場者数の増加など一定の成果が出始めており、2022-2023シーズン以降もプログラム内容の充実や、ノンスキーヤーの来場者の増加に係る取り組みの成功事例をグループへ横展開し、今後減少が見込まれる国内マーケットに対応してまいります。

インバウンドは前期同様に計画見込みませんが、入国者数上限の引き上げや外国人観光客の段階的再開の検討が行われ始めていることから、インバウンド受入が再開された際には、スムーズな受入及びこれまで以上の来場者数となるよう、各種営業活動やプロモーションを行う

とともに、白馬エリアでの宿泊施設等の不足に対しては、デベロッパーの誘致や休業宿泊施設の支援等、地域と連携し解決を図ってまいります。

なお、断続的な暖冬小雪や新型コロナウイルスの間年をきっかけに、多数の国内スキー場の経営環境が厳しくなる中、当社への支援要請が増加しており、当社のノウハウを積極的に活用し経営支援する「NSDアライアンス」を当ウィンターシーズンより展開しております。当期より、みやぎ蔵王えぼしリゾート及びオグナほたかスキー場がNSDアライアンスに加入し、これらのスキー場においては来場者数の増加や客単価向上、コストの適正化等、アライアンスの効果が見られております。今後も同様の支援要請が見込まれることから、重点領域として社内に専属の組織を設けるとともに、スキー場設備のリースやメンテナンス、キッズプログラムやグリーンシーズン事業を始めとするスキー場横断的な営業施策等、当社の強みを生かしたコンサルティングや業務支援を他スキー場に対しても進め、スノー業界の活性化に努めてまいります。

また、グリーンシーズン営業については、各グループリゾートともに一年を通じた営業体制を整えてまいります。ゴンドラ・ロープウェイといった大型索道を保有するリゾートでは新たなコンテンツの開発を継続し1リゾートあたり10万人超の来場者数を目指すとともに、大型索道がないリゾートはベースエリアでのキャンプやアウトドアパークを展開し、各リゾートともに数万人規模の来場者数まで伸ばしてまいります。

安全への取り組みについても重点を置いて進めております。お客様の安全な輸送のため、計画に基づき索道設備や降雪機器のメンテナンスや更新・新規導入を順次進めております。また、労働災害の撲滅と快適な職場環境の形成を図るため、グループ内の人材交流による技術や営業ノウハウの共有のほか、グループ共通の労働安全衛生システムを導入し、安全目標の設定や安全な作業手順等を共通ルールのもと運用しております。なお、同システムの運用については、適正な運用と安全基準を担保するため、定期的なシステム監査及びグループ安全会議等を実施し、更なる安全性の向上に向けて連携を強化しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は611,820千円であります。その主なものは索道施設の改修工事、降雪設備の新設・更新、土地の取得、グリーンシーズン事業に関連する施設に対する設備投資であります。

③ 資金調達状況

当事業年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として70,000千円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、前記の今後の取組みを実施し、事業の成長を図るとともに、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

① 顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。特に非日常感を求めて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。

スキー場市場においてサービスを重視し、より一層顧客サービスを重視するという概念を強くもつことにより今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

② 安全対策

スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながる場合があります。当社グループは、特にリフトの安全対策を重点項目としており、グリーンシーズンにおいて法令に基づく点検整備を行うと共に、中長期の整備計画を策定し、整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③ 天候に対する対策

ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を運営することが事業の根幹をなすものであります。自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する人工降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な人工降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしてまいります。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持することで、当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、悪天候の場合、お客様が施設利用を取り止めることがあるため、屋内施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④ グリーンシーズンの事業の展開

グリーンシーズンにおいては、展望テラスの運営や新規の屋外アクティビティ施設の設置等、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤ グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服および食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥ 今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得および取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置づけており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑦ 新型コロナウイルスへの対応について

今後の経済情勢は、新型コロナウイルスの影響がどのようになるか、いまだ予測しがたい状況であり、停滞の長期化も懸念されます。

このような状況のもと、当社はグループ組織体制の無理・無駄の見直しを徹底して行い、一部再編するとともに、現地運営会社への人材配置を積極的に実施することで運営力を強化し、また、外部委託業務の内製化など各種コストを見直すなど、コストコントロールを徹底してまいります。

営業面においては、ゴンドラやシャトルバス等の施設の消毒や、従業員の感染防止対策の徹底はもちろんのこと、白馬岩岳マウンテンリゾートでは絶景の中で快適に働くことのできるリゾートテレワークを推進するなど、アフターコロナに対応した自然環境の中での事業を展開してまいります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第14期 (2019年7月期) | 第15期 (2020年7月期) | 第16期 (2021年7月期) | 第17期 (当連結会計年度) (2022年7月期) |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円) | 6,628,604 | 6,063,487 | 4,546,945 | 5,569,459 |
| 経常利益又は 経常損失(△)(千円) | 634,992 | 388,799 | △267,139 | 345,277 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | 607,015 | 139,465 | △480,249 | 32,046 |
| 1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円) | 38.22 | 8.81 | △31.21 | 2.11 |
| 総資産(千円) | 6,885,458 | 9,182,134 | 6,912,603 | 7,195,357 |
| 純資産(千円) | 6,052,191 | 6,042,033 | 5,108,954 | 5,064,153 |
| 1株当たり純資産額(円) | 357.54 | 362.99 | 319.89 | 315.01 |

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第14期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

イ. 親会社との関係

| 会社名 | 資本金 | 当社に対する議決権比率 | 当社との取引等 |
|------------|-----------|-------------|---------|
| 日本駐車場開発(株) | 699,221千円 | 69.2% | 特になし |

ロ. 親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|---------|----------|------------------------------|
| (株) 鹿島檜 | 3,000千円 | 100.0% | HAKUBA VALLEY鹿島檜スキー場の運営 |
| (株) 北志賀竜王 | 10,000 | 100.0 | 竜王スキーパークの運営 |
| 川場リゾート(株) | 100,000 | 99.9 | 川場スキー場の運営 |
| 白馬観光開発(株) | 100,000 | 99.2 | HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場の運営 |
| 拇池ゴンドラリフト(株) | 100,000 | 80.0 | HAKUBA VALLEY拇池マウンテンリゾートの運営 |
| (株) 岩岳リゾート | 75,000 | 86.7 | HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営 |
| (株) スパイシー | 10,000 | 100.0 | レンタルスキーショップの運営 |
| めいほう高原開発(株) | 100,000 | 80.0 | めいほうスキー場の運営 |
| (株) ハーレスキーリゾート | 100,000 | 83.9 | 菅平高原スノーリゾートの運営 |

(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------|--------------------|
| スキー場事業 | スキー場に関する総合コンサルティング |

(6) 主要な営業所 (2022年7月31日現在)

① 当社

| | |
|-----|------------|
| 本 社 | 長野県北安曇郡白馬村 |
|-----|------------|

② 子会社

| | |
|-----------------------|-------------|
| (株) 鹿 島 槍 | 長野県大町市 |
| (株) 北 志 賀 竜 王 | 長野県下高井郡山ノ内町 |
| 川 場 リ ゾ ー ト (株) | 群馬県利根郡川場村 |
| 白 馬 観 光 開 発 (株) | 長野県北安曇郡白馬村 |
| 梅 池 ゴ ン ド ラ リ フ ト (株) | 長野県北安曇郡小谷村 |
| (株) 岩 岳 リ ゾ ー ト | 長野県北安曇郡白馬村 |
| (株) ス パ イ シ ー | 長野県北安曇郡白馬村 |
| めいほう高原開発(株) | 岐阜県郡上市 |
| (株)ハーレスキーリゾート | 長野県上田市 |

(7) 使用人の状況 (2022年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 218 (398) 名

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、契約社員およびアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループはスキー場事業が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 80 (0) 名 | 19 (0) 名 | 36.4歳 | 4.3年 |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、嘱託社員、契約社員およびアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|-----------|
| (株) 日本政策金融公庫 | 800,000千円 |
| (株) 八十二銀行 | 375,000千円 |
| (株) 大垣共立銀行 | 60,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,000,400株 (うち自己株式836,400株) |
| ③ 株主数 | 6,467名 |
| ④ 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------------------|-------------|--------|
| 日本駐車場開発(株) | 10,497,400株 | 69.23% |
| (株)Plan・Do・See | 400,000 | 2.64 |
| TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED | 400,000 | 2.64 |
| グリーンコア(株) | 270,000 | 1.78 |
| 鈴木 周平 | 231,394 | 1.53 |
| 宇津井 高時 | 183,000 | 1.21 |
| HOTEL LOTTE CO., LTD. | 133,200 | 0.88 |
| 野村證券(株) | 99,148 | 0.65 |
| 高梨 光 | 90,442 | 0.60 |
| (株)ラックランド | 86,000 | 0.57 |

(注) 持株比率は自己株式(836,400株)を控除して計算しております。また、自己株式は上記大株主に含めておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年7月31日現在)

| 会社における 地位 | 氏 名 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 鈴木 周 平 | (株)北志賀竜王取締役 (株)ハーレスキーリゾート取締役 |
| 取 締 役 | 岩 本 竜 二 郎 | 白馬観光開発(株)取締役 (株)岩岳リゾート取締役 柵池ゴンドラリフト(株)取締役 (株)鹿島槍取締役 |
| 取 締 役 | 渥 美 謙 介 | 日本駐車場開発(株)常務取締役管理本部長 (株)ティー・シー・ケー・ワークショップ 取締役 日本自動車サービス開発(株) 取締役 NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND) Co., Ltd. Director NPD Healthcare Service (Thailand) Co., Ltd Director PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Komisariss NPD Korea Co., Ltd. 監事 スマートグリーンエネルギー(株)代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 伊 藤 裕 司 | (株)WINGs取締役 (株)AILE取締役 |
| 取 締 役 | 堀 内 康 徳 | 清和法律事務所パートナー |
| 取 締 役 | 高 柳 寛 樹 | アロワナパートナーズ(株)代表取締役CEO (株)高寿商事取締役ファウンダー 立教池袋中学高等学校/特別兼任講師 ガーディアン・アドバイザーズ(株)パートナー兼IT前提 経営アーキテクト 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 准教授 (特別 任用) 社会学部メディア社会学科 (兼任) |
| 取 締 役 | 草 本 朋 子 | (一財)白馬インターナショナルスクール設立準備財 団 代表理事 |
| 常 勤 監 査 役 | 橋 本 俊 光 | |

| 会社における 地位 | 氏 名 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------|---------|--|
| 監 査 役 | 鵜 月 健 彦 | (株)The Day代表取締役 税理士法人ハンズオン代表社員 |
| 監 査 役 | 荒 木 隆 志 | 荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート(株)代表取締役 タキロンシーアイ(株)社外監査役 |
| 監 査 役 | 高 橋 正 樹 | 隼町法律事務所代表パートナー monoAI technology(株)監査役 (株)カーボンフライ取締役 |

- (注) 1. 取締役伊藤裕司氏、堀内康徳氏、高柳寛樹氏および草本朋子氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏、荒木隆志氏および高橋正樹氏は、社外監査役であります。
3. 各社外監査役は、以下のとおり、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役荒木隆志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・監査役高橋正樹氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社と各業務執行取締役等でない取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は取締役伊藤裕司氏、堀内康徳氏、高柳寛樹氏、草本朋子氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏、荒木隆志氏および高橋正樹氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の経営成績および個人の貢献度ならびに期待される役割に照らした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬兼非金銭報酬であるストックオプション等により構成し、社

外取締役については、その独立性の観点から、ストックオプション等の非金銭報酬等の付与はせず、基本報酬のみを支払うこととする。

- (イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定方針（報酬等を与える時期を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社価値増大へのインセンティブが高められ、有能な人材を確保し得る水準を考慮して、社外取締役4名を含む7名の取締役で構成する任意の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）で協議の上、取締役会において決定する。なお、年度途中において、基本報酬を変更する必要が生じた場合も同様に、報酬委員会で協議の上、取締役会において決定する。

- (ウ) 業績連動報酬兼非金銭報酬等の内容およびその額の算定方法の決定方針（報酬等を与える時期・条件決定を含む。）

業績連動報酬兼非金銭報酬等は、主にストックオプションとし、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の新株予約権を発行付与するものとする。

毎年、当社定時株主総会において、前期の営業利益等を考慮の上、当期における当社および当社子会社の役員および従業員に対するストックオプションの付与総数を決定するものとし、当社の各取締役に対する付与数については、当社および当社子会社の前期業績並びに当該取締役の前期評価等に鑑み、報酬委員会で協議の上、取締役会において決定する。また、上記の目的を達成するため、ストックオプション以外の非金銭報酬等の導入についても毎年検討するものとする。

- (エ) 金銭報酬または業績連動報酬兼非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、報酬委員会で協議の上、会社価値増大へのインセンティブが高められるよう最も適切な割合を、取締役会が決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬兼 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 29,447 (11,750) | 28,344 (11,750) | 1,102 (-) | 10 (5) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 11,280 (11,280) | 11,280 (11,280) | - (-) | 4 (4) |
| 合 計 (うち社外役員) | 40,727 (23,030) | 39,824 (23,030) | 1,102 (-) | 14 (9) |

- (注) 1. 上表には、2021年10月23日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。また、無報酬の取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、当社子会社負担分の次の金額は含まれておりません。
・取締役2名 13,000千円
3. 業績連動報酬兼非金銭報酬等の内容は当社のストックオプションであり、割当ての際の条件等は「イ. 取締役の個人別報酬等の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、当社第17回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項「(1) 新株予約権の状況①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
4. 業績連動報酬兼非金銭報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役2名 1,102千円
5. 取締役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の第9回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2006年2月28日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤裕司氏は、(株)WINGsの取締役および(株)AILEの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役堀内康德氏は、清和法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役高柳寛樹氏は、アロワナパートナーズ(株)の代表取締役CEO、(株)高寿商事の取締役ファウンダー、立教池袋中学高等学校の特別兼任講師、ガーディアン・アドバイザーズ(株)のパートナー兼IT前提経営アーキテクト、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科の准教授および社会学部メディア社会学科を兼担されています。当社と各兼職先との間には特別

な関係はありません。

- ・取締役草本朋子氏は、（一財）白馬インターナショナルスクール設立準備財団の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役鶴月健彦氏は、(株)The Dayの代表取締役および税理士法人ハンズオンの代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士税理士事務所所長、トランザクション・サポート(株)の代表取締役およびタキロンシーアイ(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋正樹氏は、隼町法律事務所の代表パートナー、monoAI technology(株)の監査役および(株)カーボンフライの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------|------|--|
| 取締役 | 伊藤裕司 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に経営戦略、金融・ファイナンスについての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員として、当該事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 | 堀内康徳 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主にコーポレートガバナンス、法務・リスクマネジメントについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員として、当該事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

| 会社における地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------|------|---|
| 取締役 | 高柳寛樹 | 取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に会社経営者、スキーヤーおよびデジタルトランスフォーメーション（DX）について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、就任以降に開催された任意の指名・報酬委員として、当該事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 | 草本朋子 | 取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融・ファイナンスおよび海外事業、並びにESG・サステナビリティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、就任以降に開催された任意の指名・報酬委員として、当該事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 常勤監査役 | 橋本俊光 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 鵜月健彦 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の税務について適宜、必要な発言を行っております。 |

| 会社における地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------|------|---|
| 監査役 | 荒木隆志 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 高橋正樹 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等についての適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 36,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,032,495 | 流動負債 | 1,701,978 |
| 現金及び預金 | 2,366,569 | 買掛金 | 39,820 |
| 売掛金 | 143,762 | 1年内返済予定の長期借入金 | 935,000 |
| 棚卸資産 | 218,260 | 未払金 | 234,956 |
| その他の | 303,903 | リース債務 | 57,581 |
| | | 未払消費税等 | 110,219 |
| 固定資産 | 4,162,861 | 未払法人税等 | 128,313 |
| 有形固定資産 | 3,966,065 | 賞与引当金 | 6,803 |
| 建物及び構築物 | 1,434,332 | その他の | 189,283 |
| 機械及び装置 | 1,337,604 | 固定負債 | 429,225 |
| 車両運搬具 | 192,931 | 長期借入金 | 300,000 |
| 工具、器具及び備品 | 161,242 | リース債務 | 124,225 |
| 土地 | 783,012 | その他の | 5,000 |
| 建設仮勘定 | 56,941 | | |
| 無形固定資産 | 46,135 | 負債合計 | 2,131,204 |
| その他の | 46,135 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 150,661 | 株主資本 | 4,776,778 |
| 投資有価証券 | 9,459 | 資本金 | 1,000,000 |
| 繰延税金資産 | 83,836 | 資本剰余金 | 1,397,689 |
| その他の | 57,364 | 利益剰余金 | 2,979,868 |
| | | 自己株式 | △600,779 |
| | | 新株予約権 | 67,134 |
| | | 非支配株主持分 | 220,240 |
| 資産合計 | 7,195,357 | 純資産合計 | 5,064,153 |
| | | 負債純資産合計 | 7,195,357 |

連結損益計算書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | | 科 目 | 金 額 | |
|------------|--------|-----------|--------------------------|---------|---------|
| 売 上 高 | | 5,569,459 | 特 別 利 益 | | |
| 売 上 原 価 | | 3,666,002 | 固定資産売却益 | 18,160 | |
| 売 上 総 利 益 | | 1,903,456 | 受 取 保 険 金 | 56,068 | 74,228 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,649,390 | 特 別 損 失 | | |
| 営 業 利 益 | | 254,066 | 減 損 損 失 | 38,668 | |
| 営業外収益 | | | 固定資産除却損 | 48,418 | |
| 受 取 利 息 | 101 | | 災 害 に よ る 損 失 | 59,198 | |
| 受 取 保 険 金 | 2,497 | | そ の 他 | 10,180 | 156,466 |
| 預り金戻入額 | 9,225 | | 税金等調整前 当期純利益 | | 263,040 |
| 貸倒引当金戻入額 | 4,290 | | 法人税、住民税及び 事業 税 | 127,430 | |
| 助成金収入 | 55,005 | | 法人税等調整額 | 66,955 | 194,386 |
| 営業補償金 | 26,132 | | 当期純利益 | | 68,653 |
| そ の 他 | 9,193 | 106,447 | 非支配株主に帰属す る 当 期 純 利 益 | | 36,607 |
| 営業外費用 | | | 親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益 | | 32,046 |
| 支 払 利 息 | 8,202 | | | | |
| 寄 付 金 | 2,954 | | | | |
| 支 払 手 数 料 | 0 | | | | |
| 和 解 金 | 2,200 | | | | |
| そ の 他 | 1,878 | 15,235 | | | |
| 経 常 利 益 | | 345,277 | | | |

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 708,103 | 流 動 負 債 | 80,621 |
| 現 金 及 び 預 金 | 486,961 | 買 掛 金 | 1,008 |
| 売 掛 金 | 10,182 | 未 払 金 | 22,969 |
| 未 収 入 金 | 119,519 | 未 払 費 用 | 14,719 |
| リ ー ス 債 権 | 21,105 | 前 受 金 | 2,757 |
| 棚 卸 資 産 | 12,871 | 未 払 法 人 税 等 | 2,496 |
| 前 払 費 用 | 22,130 | 預 り 金 | 31,563 |
| そ の 他 | 35,334 | そ の 他 | 5,106 |
| 固 定 資 産 | 1,992,733 | | |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,121 | 負 債 合 計 | 80,621 |
| 建 物 付 属 設 備 | 610 | (純 資 産 の 部) | |
| 機 械 及 び 装 置 | 332 | 株 主 資 本 | 2,553,081 |
| 車 両 運 搬 具 | 0 | 資 本 金 | 1,000,000 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 177 | 資 本 剰 余 金 | 1,384,154 |
| 無 形 固 定 資 産 | 18,030 | 資 本 準 備 金 | 1,000,000 |
| 商 標 権 | 438 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 384,154 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 17,591 | 利 益 剰 余 金 | 769,706 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,973,581 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 769,706 |
| 関 係 会 社 株 式 | 1,390,503 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 769,706 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 1,080,000 | 自 己 株 式 | △600,779 |
| そ の 他 | 17,201 | 新 株 予 約 権 | 67,134 |
| 貸 倒 引 当 金 | △514,122 | 純 資 産 合 計 | 2,620,215 |
| 資 産 合 計 | 2,700,836 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,700,836 |

損 益 計 算 書

(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|---------|----------|
| 売上高 | | 706,853 |
| 売上原価 | | 43,372 |
| 販売費及び一般管理費 | | 663,480 |
| 営業利益 | | 351,696 |
| 営業外収益 | | 311,784 |
| 受取利息 | 10,483 | |
| 助成金の収入 | 11 | |
| その他 | 105 | 10,600 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 608 | |
| 経常利益 | 1,800 | 2,408 |
| 特別利益 | | 319,975 |
| 固定資産売却益 | 2,245 | 2,245 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 395,062 | |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 40,827 | 435,889 |
| 税引前当期純損失 | | △113,668 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | △25,900 |
| 当期純損失 | | △87,767 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月15日

日本スキー場開発株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月15日

日本スキー場開発株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月15日

日本スキー場開発株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 橋 本 俊 光 ㊟

監 査 役 鶴 月 健 彦 ㊟

監 査 役 荒 木 隆 志 ㊟

監 査 役 高 橋 正 樹 ㊟

(注) 常勤監査役橋本俊光、監査役鶴月健彦、監査役荒木隆志及び監査役高橋正樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野
(長野駅ビル直結 徒歩約3分)
TEL 026-291-7000



交通

● お車でお越しの場合

上信越自動車道「長野」ICまたは「須坂長野東」ICより約20～25分

● 電車でお越しの場合

- ・「東京」駅よりJR北陸新幹線はくたかで最寄りの「長野」駅まで約94分
- ・「名古屋」駅よりJR特急ワイドビューしなので最寄りの「長野」駅まで約178分

(注) ・ホテルの契約駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場のご利用をお願いいたします。

- ・上記所要時間は可能な限り最短の時間となります。